

市で収集・処理できないごみについて



問 清掃リサイクル課清掃係

以下のごみについては、市では収集・処理できません。

※詳細は、市ホームページ（2次元コード参照）または市資源物・ごみ収集カレンダーの15ページをご覧ください。

- ①テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）
- ②エアコン
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機
- ⑤パソコン
- ⑥小型充電式電池
- ⑦自動車、オートバイおよびその部品など
- ⑧建築廃材
- ⑨農業用具
- ⑩土砂類
- ⑪ピアノ、1辺50cm以上の金庫、白など
- ⑫薬品類
- ⑬危険物類
- ⑭在宅患者の医療器具

処分方法

- ①～④…購入や買替をする店または青梅新興㈱へお問い合わせください。
※解体したり、部品は外さないでください。
- ⑤…各メーカーに問い合わせるか、リネットジャパンリサイクル㈱で1回につき1箱分無料で収集を行っていますので、お問い合わせください。
- ⑥…リサイクルは（一社）JBRCのリサイクル協力店で実施しています。
※リサイクルマークがないものなど、回収の対象外となるものがあります。
※詳細は、JBRCのホームページ参照
- ⑦～⑭…購入した販売店等にお問い合わせください。



9月10日は下水道の日

令和5年度下水道推進標語 「下水道 みえないところで ファインプレー」

問 下水道課総務経営係

9月10日は、立春から数えて220日目に当たる二百二十日と呼ばれ、大きな台風が危惧される時期で、大雨に備える特別な日の一つとされてきました。雨水排水対策も下水道の重要な役割であるということで、この日が下水道の日と定められました。

市の下水道の状況

汚水の整備状況は、市街化区域を中心に2,379haの範囲を下水道処理計画区域と定め、面積普及率は、91.6%となっています。また、供用開始区域における水洗化率は、99.1%となりました。雨水の整備状況は、市東部地区540haの管きょ整備を進めており、269haが完成し、進捗率は49.8%となっています。

下水道が整備された地域の皆さんには、早期に下水道へ接続をお願いします。

市の下水道は、汚水と雨水を別々に排除、処理する分流式を採用していますが、何らかの原因で汚水下水道管に雨水が流れ込み、下水道が排除しきれず溢れてしまう恐れも出ています。原因の調査、管きょや公共ますの破損か所などの修繕を進めていきますが、下水道をご使用の皆さんも、汚水ますに雨水が流れ込まないようにご協力をお願いします。

悪質な宅地内排水管清掃業者にご注意を

「宅地内の汚水ますを点検させてください。」と言って排水管の清掃を勧める業者がいます。市では、このような業者の派遣や指導は行っていません。ご注意ください。

市民団体協働事業

生ごみからぼかしあえをつくってみませんか？

生ごみを密閉容器の中で一次発酵させて（ぼかしあえ）から、直接土へ返す方法でごみ減量に取り組んでみませんか？

「土からできたものを燃やさないで土に返したい!」「プランターでもできないかしら?」などとお思いの方、以下の日程で説明会を行いますので、お気軽にご参加ください。

日時 9月16日（土）

午後2時～3時30分ごろ

場所 大門市民センター第1・2集会室

定員 先着20組

申し込み

8日までに電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

※実際にぼかしあえを作りたい方は、当日に登録料300円をお支払いください。専用のバケツと資材をお渡します。

消費生活講座

初めての終活講座 ～エンディングノートから始めよう～

問 市民安全課市民相談係

終活をこれから始めようという方、どこから始めたらいいかわからず困っている方、始めたいけどなかなか手が付けられない方に。知っておくと安心できる終活の基本講座です。

各地で講師として活躍されている専門家から終活の始め方について学びましょう。

日時 9月13日（水）

午前10時～11時30分

会場 市役所2階201会議室

対象 市内在住・在勤・在学の方

定員 先着40人（予約制）

講師 終活カウンセラー 石崎公子氏

持ち物 筆記用具

申し込み

電話または直接市民安全課市民相談係（市役所3階）へ

保険・年金・税金

国民健康保険被保険者証の更新

問 保険年金課資格賦課係

10月1日に国民健康保険の保険証が更新されます。

現在使用している保険証の有効期限は9月30日までです。新しい保険証を9月下旬までに簡易書留郵便で送付しますので、10月1日から使用してください。

配達時にご不在の場合

郵便局の配達員が不在連絡票を投函するので、再配達を依頼するか、郵便局で直接受け取ってください。

保険証の有効期限は2年間です

新しい保険証の有効期限は原則として令和7年9月30日までですが、後期高齢者医療制度への移行に伴い、75歳の誕生日前日が有効期限の保険証が発行されている場合があります。

保険証の廃止

令和6年秋以降は、新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードに一本化されます。それ以降にマイナンバーカードを紛失したり手元に無い場合は、本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が交付されます。

「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、マイナンバーカードが手元に無い方でも、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

※令和5年8月22日現在の情報

海外転出、転入の方へ

国民年金の手続きを お忘れなく



問 青梅年金事務所 ☎30-3410

海外に転出される方

国民年金第1号被保険者の方が海外転出すると加入義務がなくなり、年金保険料を納める必要がなくなります。

しかし、将来受け取る年金を満額支給に近づけたい日本国籍の方は任意加入ができます。

※加入の際は国内協力者が必要です。

海外から転入の方

厚生年金加入中の方以外は国民年金1号加入が必要です。また、任意加入中の方は1号への切り換えが必要となります。

※外国の年金制度に加入中に一時帰国した方は年金加入が不要の場合があります。

詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。